

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

28-ユ-300361

株式会社シェフスタッフ

事業所の名称及び所在地

神戸市中央区琴ノ緒町5-7-4-303

求人者のみなさまへ

事業所名

株式会社シェフスタッフ

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱職種の範囲は、全職種です。
取扱地域は、日本全国です。

手数料に関する事項

就職が決定しましたら、別紙「手数料表」に基づき、紹介手数料として、当該求職者に支払われる賃金の30%を限度とする額を申し受けます。
求人者より紹介手数料についてはございません。

求人者の情報及び個人情報の取扱に関する事項

求人者の情報及び個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の竹中 幸司です。
取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実の基づく情報の開示を延滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、延滞なく訂正を行います。
その他、詳細は別紙社内規定をご参照ください。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の竹中 幸司です。
苦情の申請があった場合は、誠意をもって対応いたします。

返戻金制度に関する事項

紹介した人材が自己都合により1ヵ月未満に退職した場合は紹介手数料の全額、3ヵ月未満の場合は50%相当額を返却いたします。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払いください。

その他、本所の業務についてご不審な点は、係員にお尋ねください。